

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

令和8年度 高校奨学金のお知らせ



<< この奨学金は貸与です。卒業後、返還が必要です。 >>

- ・公益財団法人福岡県教育文化奨学財団では、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難である高校生等に対して、奨学金等の貸与事業を行っています。
- ・一方、貸与ですから高校等を卒業後は返還が始まります。この返還金が次の世代の奨学金となります。
- ・必ず生徒と保護者が返還のこともきちんと話し合われた上で、申込みをしてください。

募集の種類

- 在学募集**（年1回）
高等学校等に在学中に申し込むことができます。（4月上旬～在学期が決めた提出期限まで）
在学している学校の奨学金担当者に申し出てください。
- 緊急募集**（随時）
家計を支えている人が、失職等により家計が急変し、奨学金の貸与を希望する場合、随時申し込むことができます。在学している学校の奨学金担当者に申し出てください。

貸与月額

- 奨学金（無利子）**
貸与月額は裏面をご覧ください。
3か月分をまとめて年4回（7月31日、9月10日、12月10日、3月1日）貸与します。
次年度の第1回貸与は、6月10日です。
※土・日・祝日の場合は直前の平日に貸与します。

申込資格

- 在学募集**
 - ① 保護者が、福岡県内に生活の本拠を有していること。
 - ② 申込み時に高等学校等に在学していること。
 - ③ 特に経済的理由により修学が困難であること。

収入基準等の詳細については、在学している学校の奨学金担当者にお問い合わせください。
奨学生の採用は、学校長から推薦された申込者について選考の上決定しますが、その年度の予算の範囲内で行いますので、採用されない場合もあります。

- 緊急募集**
 - ・上記①、②、③に該当し、かつ1年以内に家計が急変した方
 - ・今年5月以降の入学者で、上記①、②、③の該当者
（ただし、転入学の場合は保護者が県外から福岡県内に転居した場合に限ります。）

併願・併給

- 他の団体が実施する奨学金あるいは資金等を同時に申し込むこと（併願）については、差し支えありませんが、併給することはできません。
- 高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金との併給はできます。**
 - ・「高等学校等就学支援金」は、世帯の収入に応じた金額の支給を受けることができます。これは、授業料に充てられ、公立高等学校等は実質無償、私立高等学校等は軽減が図られます。
 - ・「高校生等奨学給付金」は、低所得世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費への支援を行うために支給されます。-----詳しくは在学期に問合せください。

（裏面に続きます。）